

原告 竺原 光江

被告 国

準備書面（3）

2009 年 1 月 28 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係御中

原告 竺原 光江

1. 論点 1 について

「中立性」についてであるが、原子力委員会は現在 5 名で構成されており、1 人も中立派や反対派の人は含まれていない。下記は、原子力委員会のホームページの「委員の紹介」より文面をコピーしたものである。

近藤駿介 委員長 (こんどう しゅんすけ)	元東京大学大学院工学系研究科教授、東京大学名誉教授 2004 年（平成 16 年）1 月より原子力委員会委員長（常勤） モットーは暮夜無知をおそれ、明白簡易を心がけること。我が国が原子力科学技術の便益をそれに伴うリスクを低く抑制しつつ長期にわたって享受できるように、国民との相互理解を図りつつ、短・中・長期の政策を並行して企画し、 推進 していきます。
田中俊一 委員長代理 (たなか しゅんいち)	日本原子力研究開発機構特別顧問、工学博士 2007 年（平成 19 年）1 月より原子力委員会委員長代理（常勤） 21 世紀社会の様々な課題と不確実性に柔軟に対応し、人類社会と地球環境が希求する技術を生み出す創意に満ちた原子力科学の研究開発活動が行われる政策を企画し、 推進 します。
松田美夜子 委員 (まつだ みやこ)	元富士常葉大学環境防災学部教授 2007 年（平成 19 年）1 月より原子力委員会委員（常勤） 減量、再使用、リサイクルを迫及する「もったいない」精神は、原子力分野でも大事です。生活ごみに対する取組みの経験を生かし、原子力政策の企画・ 推進 に、生活者の視点を大切にして、取り組んでいきます。

<p>広瀬崇子 委員 (ひろせ たかこ)</p>	<p>専修大学法学部教授、ロンドン大学博士号（国際関係論） 2007年（平成19年）1月より原子力委員会委員（非常勤）</p> <p>核兵器こそが国力の証と信じる国が多い国際社会に対して、高度な技術力に支えられながら、原子力の平和利用を推進することが国家の品位を高めることであるとのメッセージを送りたいと思います。</p>
<p>伊藤隆彦 委員 (いとう たかひこ)</p>	<p>元中部電力株式会社代表取締役副社長、同社顧問 2007年（平成19年）1月より原子力委員会委員（非常勤）</p> <p>原子力を巡る情勢が内外ともに大きく変わる中、広く国民の皆様の声に耳を傾け、出来る限り対話を心掛け、相互理解に努めながら、日本の持続的発展の為に原子力平和利用推進に全力を傾けます。</p>

原子力委員会で、反対派が意見を述べても聞き入れられないことは明白である。国民の反対が根強い原子力政策において、推進派ばかりで構成するのは大きな問題である。原子力委員会は、結局、原子力を推進したい人達だけの意見が通る「一部の奉仕者」にしかならない。原子力委員会と資源エネルギー庁の関係については、告発状の3～6ページ「原子力の責任者は誰か」でも記した通りである。平成17年8月24日の「原子力委員会 原子力政策大綱（案）に対するご意見を聴く会（福井）議事録」では、近藤委員長が「（省庁の）政策担当者がその政策を設計し実施する」と発言している。また、平成17年6月22日、近藤委員長講演：茨城県議会「原子力政策の当面する課題」には、「原子力に係る行政活動は、政策は原子力委員会が決定するものの、経済産業省や文科省が自らの責任において企画・推進することになったのです」とも発言していることから、原子力の推進の責任は、資源エネルギー庁にある。

2. 論点2について

法律に矛盾がある場合は、憲法第98条に基づき、憲法が優先される。「第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」。経済産業設置法などで原子力の推進が定められているからと言って、それが、憲法を越えるものではない。「一部の奉仕者」になっている以上は、原子力を推進する法律はすべて無効である。

3 . 論点 3 について

上限価格が 11 円 / kWh と定められている以上は、新エネルギー事業者に対して、電力会社は「11 円 / kWh が上限。それ以上では買わない」と断る理由になる。現に、RPS 法の目標を達成している東北電力の「平成 20 年度風力発電募集の概要について」では、大規模風力（入札枠）の選定方法の項目に、「評価額が次の上限価格以下のものを選定の対象とし、評価額の安価な案件から落札することを基本とします。上限価格：11.00 円 / kWh(消費税抜き)」と 11 円 / kWh 以下でしか入札に参加できないことになっている。さらに、「11 円 / kWh を超えていた場合には、正当な理由があったとして、義務違反に係る勧告を行わないとするものである」とするなら、電力会社は勧告を逃れるために 11 円 / kWh 円以上で買えばよい。RPS 法の目標を達成していない東京電力の平成 14 年度の風力発電の応募の上限価格は、11 円 70 銭 / kWh である。どのようにしたら勧告を避けられるのかを定めているのなら、なおさら、電力会社を擁護するための上限価格でしかない。よって、完全に電力会社を中心とした法律であり、独占禁止法上の不当な取引制限である。

4 . 論点 4 について

「損害賠償の対象とならない」ことの理由がまるでわからない。新潟県中越沖地震は、損害賠償の対象となる「異常に巨大な天災地変」である。法律上の解釈を争っているのだから、解してもらわなければ、納得することはできない。例えば、このまま解体となった場合の解体費用は損害賠償の対象となる。また、柏崎刈羽原子力発電所については、新たな疑念も生じている。1 月 22 日、共同通信は次の通りに報道している。

【1 2 0 0 ガルでも原発安全 国の評価着々、柏崎刈羽 7 号機】

柏崎刈羽原発 7 号機（新潟県）で今後起きると想定される地震による最大の揺れの強さ（基準地震動）が 1 2 0 9 ガルでも、耐震安全上重要な建物や機器、配管などの安全性は確保されるとした東京電力の解析結果について、経済産業省原子力安全・保安院は 2 2 日、妥当と判断した。

耐震安全性に関し、東電の判断を認める国の評価がほぼ出そろった。東電は今後複数の機器を組み合わせた「系統」の機能試験を終え、国や地元自治体の了解が得られれば、

全7基の中で2007年の新潟県中越沖地震後初めて原子炉を起動する。

出力を100%まで段階的に上げ、配管などからの漏えいの有無やタービン機能、蒸気の圧力などを確認する試験だが、状態としては通常運転と同じになる。

保安院は、中越沖地震後も7号機の設備などの健全性は維持され、東電が設定した基準地震動は妥当と既に判断。東電は昨年11月に火災が起きたタービンの復旧を進めており、2月上旬ごろに組み立てを終え、23項目中3項目が残っている系統試験をする。

原子炉が止まり、トラブルで故障しておきながら、何故、1209ガルで妥当と判断できるのかも疑問である。2000ガルを超える地震があったのだから、耐震性を低くして住民が安心できるわけがない。2008年5月、東京電力は柏崎刈羽原子力発電所にかかる地震を最大2280ガルと公表している。数値を落としてきたのは何故か。当然、確認しているのであるから、その経緯の説明を求める。さらに、個人的な疑問であるが、原子炉内は本当に問題ないのかも疑問である。柏崎刈羽原子力発電所の高橋所長は「原子炉内は問題ない」としていた。しかし、軽微なトラブルも含めて3500件以上あったのだから、原子炉内もボトルのゆるみや破裂がたくさんあってもおかしくない。

5. 論点5について

原子力の発電コスト5.9円/kWhは、当時のものが変更しているのであれば、常に新しいものを公表するのが筋である。2004年、電気事業連合会は財務諸表ベースで、原子力のコストは8.3円/kWhと計算している。また、その後も解体費用並びに再処理のコストも見積もりが高くなっているのだから、改めて見直す必要がある。何故、古く、安い見積もりを今まで公表してきたのか、モデルケースを優先した理由の説明を求める。火力発電所においても、設備利用率41%で10.0円/kWhと同時に計算しているのだから、訂正すべきである。また、再生可能エネルギーについては、数年単位で技術革新は飛躍的に進み、コストも変わるのだから、こちらもメーカーを交えながら、定期的に見直すべきである。対象は、現在、資源エネルギー庁のホームページでもコストが公表されている太陽光発電と風力発電で良い。

6 . 論点 6 について

(1) 京都議定書の目標値から 14.7%も乖離し、残り 3 年しかなく、大幅な政策変更もない中で、「実現可能か回答できない」とは、ずいぶんといいい加減である。京都議定書未達成の場合の責任は誰がとるのか。環境省や他の省にすべてを任せ、資源エネルギー庁は一切タッチしない方がよいと思われる。地球温暖化対策推進本部において、そのような再編を検討すべきである。

(2) 再生可能エネルギーの 8.2%の目標については、今までにダムで建設された水力発電なども含まれており、地球温暖化防止のために意欲的に取り組んだ結果のではない。日本とドイツの目標値を比較しただけでも、その差は歴然としており、日本がドイツから大きく遅れをとっていることが伺える。

(日本とドイツの一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合及び目標)

	2005 年	2020 年の目標	2050 年の目標
日本	5.1%	8.2%	なし
ドイツ	4.7%	16%	50%

さらに、1 月 26 日に設立した「国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)」においても、日本はオブザーバーでの参加である。75 カ国が署名している中で、意欲のなさが伺える。再生可能エネルギーを中心とした国際機関は他にはなく、裕福でない開発途上国でさえ多く参加している中で、何故、署名しないのか。その理由の説明を求める。

(3) 日本の地球温暖化対策は、原子力が中核である。訴状の 4 ページでも記しているが、1998 年 6 月に地球温暖化対策推進本部がまとめた「(旧)地球温暖化対策推進大綱」には、「我が国の削減目標を達成するためには、2010 年度において 1997 年度の 5 割以上の発電電力量の増加を目指した原子力発電所の増設が必要である」と記されている。また、資源エネルギー関連の予算から見ても、「平成 21 年度概算要求の各政策毎の概要」では、21 年度要求額は「省エネルギーの推進」が 1246 億円。「新エネルギーの推進・エネルギーの高度利用」が 1564 億円。「安全で平和的な原子力利用の拡大と電力政策の着実な推進」が 2320 億円と圧倒的に原子力の金額が多い。但し書きにおいても「供給安定性に優れ、発電過程で CO2 を排出しない原子力は低炭素エネルギーの中核であり、これを基幹電源として

推進するとともに、安定的な供給の確保、環境への適合を効率的に達成するための電力政策を着実に推進する。また、原子力政策の大前提となる安全確保を徹底する」との記載もある。

7. 結論

今回は、以下の回答を要求する。

1	何故、古く、安い見積もりを今まで原子力の発電コストとして公表してきたのか。
2	何故、国民が反対してなかなか進まない原子力を、確実な取り組みが必要な地球温暖化対策の中核に据えるのか。
3	京都議定書の約束未達成の場合、誰が責任を取るのか。
4	「国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)」で、何故、署名しないのか。
5	柏崎刈羽原子力発電所の原子炉内は、本当に問題がないに等しいのか。
6	柏崎刈羽原子力発電所にかかる地震を最大 2280 ガルと公表しておきながら、何故、今さら 1209 ガルで妥当と判断できるのか。地元住民は本当に納得できているのか。